

平成17年（2005年）紀北町12月定例会会議録

第 4 号

平成17年12月19日（月曜日）

招集年月日 平成17年12月8日（木）  
招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場  
開 会 平成17年12月19日（月）

応招議員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
17番	家崎春季	18番	近澤チヅル
19番	東 恒雄	20番	東 澄代
21番	中本 衛	22番	垣内 勇
23番	東 寿子	24番	中津畑正量
25番	塩崎悦万	26番	西岡利平
27番	北村博司	28番	野呂健博
29番	岩見雅夫	30番	島本昌幸
31番	谷 節夫		

不応招議員 なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	総務課長	谷口房夫
財政課長	太田哲生	危機管理課長	川端清司
企画課長	川合誠一	税務課長	中場 幹
住民課長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	平山 厚
建設課長	倉崎全生	水道課長	東 義郎
出納室長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	山下 悌	教育委員長	喜多 健
教育長	小倉 肇	教育課長	奥野昇眞

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	堀 秀俊

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番	永田安彦 君	12番	浅川 研 君
-----	--------	-----	--------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**議長**

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は31名でありまして定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

**議長**

まず議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(議事日程朗読)

**議長**

それでは日程に従い、議事に入ります。

---

#### 日程第1

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 永田安彦君、

12番 浅川 研君

のご兩名を指名いたします。

---

#### 日程第2

**議長**

次に日程第2 委員長報告を議題といたします。

議案第24号から、議案第31号までの8件につきましては、各常任委員会に付託し、審査を行ったものであります。

それでは各常任委員長に審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 尾上壽一君。

**総務財政常任委員長 尾上壽一議員**

皆さん、おはようございます。

平成17年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過及び結果について委員長報告をいたします。

12月9日、午前9時30分から別館3階大会議室におきまして、委員11名全員出席のもとで開催いたしました。

本委員会に付託されました議案は、

議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算

議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結についての総務財政常任委員会関係についての審査です。

審査の方法は、議案説明及び本会議で質疑も行われ、おおむね理解されているものとして問題点やその他の必要な事項について委員から質問を行い、それぞれ担当課長から説明を受け審査を行いました。

それでは経過と結果についてご報告いたします。

議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算から審査を行いました。

「議会事務局」関係の審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

「出納室関係」では、質疑はありませんでした。

「総務課関係」の審査では、地域自治区活動推進事業で委員の人選は決まっているか。また決定後の公表は、との質問に、人選は1月を予定し、立ち上げは2月を予定している。公表の方向で考えているとの回答がありました。

一般管理費の三役人件費等は説明が不親切であると本会議で指摘があった。当初予算で検討するとのことであったが、どのように考えているかとの質問に、見て理解していただける予算書をつくるために、他の自治体のもも参考にしながら、できるだけ早い対応を協議していくが、当初予算では難しいとの回答がありました。

町政推進費との表記は不適切だとの質問に、政策経費ではなく総務関係の純事務的な経費を計上しているので当初予算では名称の変更を行いたいとの回答がありました。

予算書、議案書の紙質について厚いように思うが、経費的にどうなのか。また重さや使いやすさの点からどのように考えているかとの質問に、現在の用紙の使用の理由については3点あり、1点目は旧海山町時代に保存性の良い紙を使用との指摘で上質紙を使っている。2点目は印刷の仕上がりでコピーより安くできる輪転機で両面刷りした場合、再生紙では裏面と重なり見にくくなるため、上質紙を使っている。3点目は金額で今回の議案書等について再生紙でコピーした場合と、上質紙を輪転機で印刷した場合と比較すると、再生紙コピーでは19万3,300円、上質紙を輪転機で行うと7万4,500円となり、11万8,000円程度安くつく今後使いやすさ等も考え、総合的に検討するとの回答がありました。

職員研修については予算的に少ないが内容はとの質問に、自治会館、組合等の研修のほか町単独分では経費のことを考え、講師に経費のかからない研修を考えている。1月に三重県の出前講座による指定管理者制度の研修、2月に紀北消防組合に依頼し、救急救命士の研修

を予定している。できるだけ経費のかからない講師を選定し、内容のある研修を行いたいとの回答がありました。

地域自治組織の委員の選任について、地域自治組織はこれからのまちづくりなので、幅広い年齢層から社会性を持った方を選んでほしいとの質問に、地域自治組織の人選は各区15人以内で、人選にあたっては各分野、また識見を有する方々にも委員になっていただく。その際は団体の長にこだわることなく幅広く行っていくとの回答がありました。

2町合併したが監査について例月や定期監査等の方法はとの質問に、従来どおりの監査を予定しているとの回答がありました。

「財政課」関係では、三位一体改革により地方交付税の減額が言われているがどうかとの質問に、三位一体改革の中には地方への分権という部分が入っており、その部分が基準財政需要額に算入されており、増額となっている。しかし、単位費用、措置費等が転化されただけで、交付税そのものは減額されている。16年度で全国的に10%程度下げられた経緯があるとの回答がありました。

総務使用料の引本港野積場の使用料で、引本港野積場の該当区画地域はどのあたりかの質問に、赤石で堤防際に13区画、そこの貸付料であるとの回答をいただきました。

臨時財政対策債の内容は、またその算式はとの質問に、臨時財政対策債につきましては5税の税収が伸び悩んでいる。基準財政需要額に対しその収入が非常に少ない状況であり、交付税で不足する部分を起債として借りる制度になっている。交付税に算入される国の5税の総額に対して、市町村の基準財政需要額を差し引いた額の不足する部分を臨時財政対策債にまき替える。両町合わせて4億円あるが、これは全額交付税で措置されるとの回答がありました。

臨時財政対策債の現在の傾向はとの質問に、現在の国税の状況を見ますと、法人税等が非常に伸びている状況であり、総額としては年々下がっているとの回答がありました。

各基金に一定の基準はあるのかの質問に、基金については旧町分を基礎として積み立てた歳計剰余金の2分の1以上積み立てるという定めがあるとの回答がありました。

長期債の利率はとの質問に、長期債の利率については一番高いものは7.3%、一番低いものは0.5%である。新しいものの利率が低くなっている。現状では20年もので2.1%、10年ものでは0.8から0.9%の利率となっているとの回答がありました。

一時借入金の最高限度額が12億円になっているが、紀北町としてはどの程度が適切かとの質問に、今回の12億円の算定基礎は旧紀伊長島町限度額5億円と、旧海山町限度額7億円を足して12億円ということ、本年度の町債の発行額が約11億円あり、その程度が適切だと考える。現在は基金があり、それを振り替え運用しているので一時借り入れはしていないとの回答がありました。

「企画課」関係では、CATV行政放送について、文字放送15分と映像放送15分の放送が行われている。放送時間の割合の変更は検討されているのかとの質問に、現在、合併後も合

併前と同じ配分で放送している。映像時間を20分、文字放送を10分にできないか検討しているとの回答がありました。

ケーブルテレビの紀伊長島区、海山区、それぞれの加入割合はとの質問に、紀伊長島区は94.83%、海山区は50.84%との回答がありました。

広報きほくで12月定例会等の議会関係の掲載についてはどのようになるのか、また掲載内容等について議会と調整が必要ではないかとの質問に、12月定例会については3月号に掲載予定、議会事務局と十分相談しながら進めていくとの回答がありました。

広報掲載に3ヵ月ほどかかる。もっと早く掲載できないかとの質問に、議事録が作成され一般質問等の要約を作成するまで、かなりの時間がかかる。時間的に無理があると考えている。行政放送でより早く議会の内容を知ることができるとの回答がありました。

地方バス運行対策事業 1,865万円について、紀伊長島区関係と海山区関係分をとの質問に自主運行バス運行委託 577万円と第3種生活路線維持費補助金 1,288万円で、紀伊長島区 61万 9,000円と海山区 676万 1,000円の負担額となっているとの回答がありました。

三重交通に対する町の負担割合はとの質問に、第3種生活路線は赤字額の半分を三重交通に補助している。赤字額の4分の1を県、4分の1を紀北町が負担しているとの回答がありました。

国勢調査の全体の委託金は、また人口の公表はとの質問に、国勢調査にかかる委託金は948万1,340円、県から速報値が12月中に公表の予定との回答がありました。

また「税務課」関係では、徴収率はとの質問に、現年分の17年度の徴収率が町県民税 67.38%、固定資産税 75.62%、軽自動車税 86.58%、平成16年度については町県民税 65.94% 固定資産税 75.21%、軽自動車税 86.02%となり、その差が町県民税1.44%、固定資産税0.41%、軽自動車税0.56%と昨年より上昇しているとの回答がありました。

納税貯蓄組合の納税組合数はとの質問に、組合数は33組合で 2,360人の加盟と回答がありました。

町たばこ税は減っているのかとの質問に、禁煙の運動も行われ、減少傾向であると回答がありました。

引き続きまして「危機管理課」については、出初式は紀北町出初式として1ヵ所で行うのかとの質問に、合併協議で紀北町として1ヵ所で開催し、実施場所は海山区、紀伊長島区交互で決まった。今年度は海山区多目的広場で1月4日に実施するとの回答がありました。

松本消防団詰所の完成はいつか、消防団詰所用地の単価とその根拠はとの質問に、用地契約や建物設計が間もなく完了、完了次第発注する。なお税務協議は終了した。㎡5万 7,500円で固定資産税評価の際の鑑定額を基準にしたと回答がありました。

引本地区の津波浸水地域の避難所の建設はあるのかとの質問に、避難所の建設は町有地や区有地に進めている。今後も適地があれば進めたいとの回答がありました。

災害対策費で引本・白浦に建設中の津波避難ステーションは区民の要望によるものか、紀

伊長島区での予定は避難路の夜間照明の設置は考えていないのかとの質問に、区民の要望があり、町としても必要あるものと判断した。紀伊長島区では鉄筋コンクリートビルへの避難階段を含め検討している。ソーラー式照明は非常に高価であり、避難の際には懐中電灯を持参願いたいとの回答がありました。

自主防災会事業の取り組みはとの質問に、ハード事業である器具等の配備は町で、ソフト事業である避難マップの作成等は防災会で実施、ソフト事業に対する支援は町が行うとの回答がありました。

三重県防災ヘリコプター連絡協議会負担金の負担割合はとの質問に、均等割と人口割の合計額との回答がありました。

消防費補助金の県の補助率はとの質問に、対象事業の2分の1との回答がありました。

以上で議案第24号についての総務財政常任委員会関係の案件の審査は、全部終了いたしました。

その後、討論に入りました。反対討論はなく、賛成討論として、この予算には昨今非常に危機が感じられる地震津波対策関連の予算も計上されており、避難道路、避難施設等の整備の予算も含まれ、積極姿勢が伺われる。しかし、紀伊長島区においては若干遅れもあると考えるが、課長の積極的な答弁等を了として、原案に賛成するとの討論がありました。

採決に入り、議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算の総務財政常任委員会関係部分については、全員賛成により原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結についての審査を行いました。

相賀船津地区は昨年の水害浸水地域であるアンサーバックの取り付けの位置の考え方は、また紀伊長島区のアンサーバックの取り付け予定は、子局のバッテリーの対応時間はとの質問に、使いやすさと浸水時のことも考慮し、各現場で決定する。紀伊長島区は次年度以降に残りの子局に配備したい。バッテリーは1時間に5分使用で受信放送が3日以上可能であるとの回答がありました。

工事指名業者はとの質問に、パナソニック S S エンジニアリング中部 P S S E 社、沖電気工業中部支社、三菱電気三重支社、日本無線中部支社、日立国際電気中部支社、富士通東海支社の6社であるとの回答がありました。

以上で、議案第30号 平成17年度土砂災害情報総合通報（無線）整備工事請負契約の締結についての審査を終了いたしました。

その後、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく、採決に入りました。

議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結については、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。

**議長**

以上で、総務財政常任委員長の審査の経過と結果についての報告が終わりました。

続きまして教育民生常任委員長の北村博司君、審査の経過と結果についての報告を求めます。

北村委員長。

#### 教育民生常任委員長 北村博司議員

それでは本会議から付託されました案件を12月9日に、教育民生常任委員会を開催し、審査をいたしました経過とその結果についてご報告を申し上げます。

まず最初に、議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算を議題とし、審査いたしました各関係課それぞれについて各課長並びに関係職員の出席を求めて審査いたしております。

なお、ちょっと冒頭に申し上げたいのですが、本一般会計予算の審査にあたりましては、理事者側では本庁対応ということで、各課の対応がバラバラでございました。支所の課長も伴っている場合もあるし、伴っていない場合もあるし、その結果、委員の質疑に対して答弁が保留されたり、答えられなかったり、また必要な資料が持参していなかったり、そのために議事が中断いたしまして長時間、総合支所から取り寄せるというような事態も起こりました。これは誠に残念なことですけれども、委員側から厳しいご指摘がございまして、定例会3ヵ月に一度しかない定例会であるにもかかわらず、当初予算に相当する一般会計予算の説明資料を持参していないとか、答えられる職員が出席できないというのは誠に残念なことでありますし、緊張感に欠けていると言わざるを得ない。これは冒頭に厳しく指摘してご報告申し上げておきます。

「福祉保健課」分からご報告申し上げます。

これにつきましては同和対策事業の事業費とか、汐見排水機場維持管理事業の内容等についてお尋ねが、委員からお尋ねがございました。また寝具の洗濯乾燥消毒事業について、紀伊長島区は以前から実施いたしておりますけれども、海山区ではこれまでなかったということで、少しでも早く実施してほしいという要請がございました。この点につきましては担当課長から合併協議会のなかで18年度に向けて、全町で実施していく方向で検討していると、ただこれまでは補助金があったのですけれども、三位一体改革のなかで交付税化されるということで、一般財源から支出していくことになる。実施の方向で検討しており、財政当局へ予算要求していく予定であるという答弁でございました。

それから配食サービス事業について、紀伊長島区と海山区の間で差があるということのお尋ねがございまして、これについては土・日・祝日は紀伊長島区が実施してないのは、委託している業者のほうで難しいということで実施していないと。もし紀伊長島区の方で土・日・祝日もやってくれる業者が出てくれば検討するという答弁でございました。

次にミニファミリーサポートセンター事業についての内容について質疑がございまして、これは具体的には17年度から19年度までのモデル事業で事業費100万円で、補助率2分の1



加藤小児科医院に委託しておりまして、旧紀伊長島町で実施していた事業でございますけれども、合併により海山区の方々も利用できるようになったという説明でございました。

次に僻地保育所、赤羽地区にあります僻地保育所への入所できる児童についてのお尋ねがございまして、これは担当課長から赤羽小学校区の通学区域内の児童に限られるというお答えでございました。福祉保健課関係分は主なやりとりは以上でございます。

次に「住民課」関係分ですけれども、総合住民情報システムの業者を変更したことについて、入札を実施したのかどうかというお尋ねがございました。これに対してプロポーザル方式、いわゆる価格だけではなく技術的な提案も同時に行った方式で入札を行い選考委員会、コンサルタント等の評価を参考にして理事者が決定したものであるというお答えでございました。

次に「教育委員会」関係分でございます。これは冒頭に申し上げましたように、答弁ができない。あるいは資料が揃ってない等々のことがありまして、長時間にわたりました。30分ほど途中資料を総合支所に置いてあるということで、取り寄せのために中断いたしております。

最初にカモシカの被害関係の予算資料の配布をこれ本会議でだったと思いますが、資料請求があったのを配布をしてほしいということでございまして許可いたしております。カモシカ被害の関係予算は16年度は紀伊長島町で 667万 6,000円、海山町で 324万円、合計 991万 6,000円、17年度が紀伊長島町が 339万円、海山町が 310万円、合計 649万円でございます。18年度の予定ですが、紀北町としては総額 430万円の予定となっております。

これは年々減少傾向にあるということです。カモシカ食害ということは文化財であるカモシカを守るための施策でありまして、ただ、食害を与えているのはカモシカであるのかシカであるのか判別しがたいという部分がございまして、文科省のヒアリングへ課長補佐が出席いたしておりますけれども、今後、事業費が減っていく傾向が大きいのではないかという報告でございました。

これに対して委員からカモシカ以外の動物で食害されているのではないかと、はっきりした原因づけの調査等やっているのかどうかという厳しいご指摘が度々ございました。林業や山も守る側にとってはですね、カモシカに食べられようがシカに食べられようが、イノシシに荒らされても木や山を守るための予算をつけてほしいといっているわけでございます。カモシカを主体において状況把握をきちんとすべきではないかと、役割分担してしっかり食害の状況を把握してもらいたいという指摘がございました。ほかの委員からも天然記念物であるカモシカの実態や生息調査、日本シカとカモシカの食害はどの程度であるか、国・県なり町が今までデータとして持っているのかという指摘がございました。

次に十須の公民館の建設費についての議論が長時間にわたりました。この十須の公民館、集会所でございますけれども、十須集会所、工事請負費 6,380万円が計上いたしておりますけれども、これについては現在すでに旧建物の解体工事が終了いたしております。外構工事

に着手いたしておりますが、これもほぼ完了しているということで、集会所の面積が約30坪地区集会所として建設しているという説明がございました。

これについて委員のほうからいろいろとお尋ねがございまして、十須地区という人口が少ないのではないかと思うけれども、30坪で総予算 6,602万 5,000円になりますけれども、単価が高すぎるのではないかというご指摘がございました。さらに外構工事にすでに着手して完了しようとしていることは、もうすでに予算を執行しているのではないかと、建築工事費はいくらかという質問がございまして、4,515万円で請負契約がすでに結ばれております

これに対して委員から 4,500万円であってもまだ高いと、決まっているのにまた今回出されている数字を触っていないのはどういうことなのかというお尋ねがございました。これに対して教育課長のほうから、現在工事中で今後大きな変更はないかと思うけれども、現在のところ、予算はそのままにしてあると、これに対して建てながら変わるということはよくあるのかという質問がございました。これに対して担当課長から苦しいんですけれども、変わらないかもわからないんだが、今回については最終的に調整させていただきたいということで、予算についてはそのまま残しているということでございました。

ただいまの 4,515万円の内容についての質疑がございました。それで関係資料の提出請求が委員のほうからございました。工事請負契約書等でありますけれども、これが総合支所のほうに置いてあるということで、取り寄せのために長時間審査が中断いたしました。

その到着後、審査を再開いたしまして設計額が合計本体の設計額でございましてけれども 4,549万 6,500円でございます。これに対する落札率は 99.24%でございます。設計額に対する落札価格の比率が 99.24%でございます。7社による競争入札でございました。

さらにその設計書並びに契約書を含めて議論が長く続きまして、この関係の補助金が全くないという、すべて起債で、全額起債で行われているということもございまして請負工事費 6,380万円が載せたままになっているのを修正するのか、3月までに修正するのかどうかというお尋ねがございまして、担当課長からは申し開きができなのですが、最初にこの計画をした時に倉庫併設ということがございまして、この 6,700万円という予算になっていると、これを触っておりませんので本当にお詫び申し上げますと、3月に特に他のメニューを入れてくるという予定がないので整理させていただきたい。来年3月ですが整理させていただきたいというお答えがございました。

これに対してさらにそれはちょっと納得できないと、もっとはっきりどういう理由でこうなったのか、物忘れしたとか見落とししたとかで片づけられないという厳しい発言が続きまして、教育委員会のほうからは課長の見過ごしによって指示をしなかったということで、こういう結果になってしまったと、3月補正で上司とも相談して減額させていただくことでご了承願いたいというお答えがございました。最終的に委員会のほうからはですね、このまま 6,380万円が万が一執行されても困るということで委員会修正、減額修正するか、付帯意見を付けて差額については執行停止するよという付帯決議を付けるか、2つの案について

議論いたしました。

その結果、委員のほうから教育委員会のほうで不手際のことを詫びているので、今回は付帯決議ということで差額については執行凍結するという処理でいいのではないかという発言がございまして全員賛成、異議がございませんでした。

よって、全員賛成で付帯決議を行いまして、すでに皆さまのお手元に配布してありますとおり、近澤チヅル委員、谷節夫委員から提出された付帯決議を全員賛成で行っております。これについて決議文を朗読させていただきます。

平成17年度紀北町一般会計予算に関する付帯決議配布資料の2枚目ですけれども、

平成17年度紀北町一般会計予算に関し、次の科目の執行にあたっては工事請負契約額のみ  
の執行とすること。9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、15節工事請負費。

提出の理由 上記、十須集会所改築工事に関する工事請負費については、工事請負金額が決定しているにもかかわらず、本予算においてその調整がなされてなく、過大に計上がされているものと思われる。予算編成の基本方針からも好ましくないものと判断するため、委員会の決議を求めるものであるという理由で、異議なし全員賛成で決議いたしております。

報告をさせていただきます。

次に同じく教育委員会の郷土資料館の議論がございまして、課長のほうから併設したような生涯学習施設と申しますか、図書館と郷土資料館を新たにそういうものを総合的なものを建てていただければありがたいなというようなお答えがございまして、本会議における教育長の答弁と食い違いがあるのではないかという質疑がございまして、課長のほうから教育長とも再度調整させていただきたいというお答えがございました。ただ将来的には、町として一本化した郷土資料館がいいのではないかと、こういうお考えを述べておられます。

ほかに通学路の安全と、あるいは紀伊長島幼稚園の事務職が本庁のほうに引きあげられたということに対する質疑がかなり長引いております。

それから今回の一般会計予算のなかには含まれておりませんが、管内視察の際に指摘が委員からございまして、この定例会の常任委員会で関係資料を提出するよということとを申し上げてありました両区の学校の耐震検査、耐力度調査の資料が提出されておりますこれについて教育委員会のほうでは専門的な部分も答えられないということでございましたので、午後から建設課の専門職員に出席を要請いたしまして説明を受けております。

あと、一般会計予算について「環境管理課」の関係分がございまして。火葬場の利用の関係が最初に出まして、紀伊長島区の三浦地区の場合は地理的に海山区の浄聖苑の方が近いのではないかと、利用できるんかどうかというご発言がございました。お尋ねがございました。これに対して課長のほうから、施設の利用については地区住民の意思を尊重していると、ただし紀伊長島区の住民が海山区の浄聖苑を使用した場合は火葬場のバス助成はないと、料金は一緒であると、ただ海山区の人が大紀町との共同施設であります荷坂やすらぎ苑を利用した場合は、一部事務組合の条例によりまして管外扱いとなって利用料が6倍になるという説

明がございました。

処理能力というのか、火葬の能力、1日当たりの能力については荷坂やすらぎ苑は3炉ございまして1日に9体、浄聖苑につきましては2炉ですので6体火葬が行えるということでございます。さらに両区にありますリサイクルセンターの稼働状況と施設は効率的に使われているのかどうかというお尋ねがございました。これについて紀伊長島リサイクルセンター週5日のうち4日稼働、海山リサイクルセンターも同様であります。年間の可燃ごみの処理料は両区とも3,500tから3,600tということで、一方の施設にまとめて処理しようと、もしいたしますと、現在両施設の1日運転時間が7時間ですので、14時間運転すれば理論的には可能であるけれども単純にはそうはいかないという答弁でございました。

さらに予算に計上されております旧炉解体工法検討事業というものがございましてけれどもこれは旧紀伊長島町のごみ焼却場でございます。昭和49年に建設し、平成14年10月まで稼働いたしておりました。現在は資源ごみ及び粗大ごみの保管をいたしておられます。煙突の下で職員が作業しており、災害時に危険でありますので煙突等の解体の工法を検討する費用であると。ダイオキシン類の数値の調査結果により、解体時の工法等が決まっておりますので解体処理費は異なってくるというお答えでございました。

それから最終処分場建設事業について、地元で早期に説明会を実施すべきであるという指摘がございました。これにつきましては今年度生活環境影響調査、ボーリング測量概略設計の委託事業費でございます。平成18年3月までの期限で委託をしておりますけれども、18年度以降実施設計ができてからでないと地元の説明会は難しいと、水を外に出さない施設内循環型の水処理を考えているというお答えでございました。

そのあと大変議論が沸騰いたしましたのは、汲取料金のし尿の汲み取りの問題でございます。まず最初に汲取料金は両区で同一料金なのかどうかという質問がございました。業者のクリーンセンター、し尿処理場ですね、の使用料が18リットルあたり2円でございますけれども、し尿の汲取料金は18リットルあたり163円である。それから地域自治区をまたいだ汲み取り、相互にですね、紀伊長島区・海山区それぞれあります業者が相手側の区のほうに行って処理できるのかどうかということですが、それが何人からかご発言ございましたけれども、これは町長が廃棄物処理基本計画に基づいて申請に許可いたしておりますけれども、収集の許可条件が区の範囲で定められており、現在は両区をまたがって汲み取りをすることはできないということでございます。現在、紀北町としては双方に許可を与えるかどうかはまだ決定しておりませんということです。現在の許可の期限が平成18年3月末日となっておりますので、次の申請内容によりまして今後検討したいというお答えでございました。

さらにこのあとメーターが付いてないので汲取料がわからないと、明確にするよう町のほうで指導すべきであるという指摘がございました。これに対して課長のほうから業者に指導していきたいということがございました。

それからさらに別な他の業者にも汲み取りの許可を与えるべきではないかという強いご指

摘がございました。これに対して町長が廃棄物処理計画に基づいて許可を与えているけれども、現在の計画で2業者となっております、それで不都合が生じていないので許可を与えることはできませんということでございました。これがその後も議論が続いた結果、最終的に処理基本計画の改正が可能かどうか、現在の基本計画ですね、廃棄物処理計画の改正が可能かどうか、3月の定例会までに報告するよという委員会の総意として申し上げましたこれに対して課長のほうから現在計画書の作成作業中で、3月定例会の時点で基本計画ができていましたら報告いたしますということで、この問題の集約いたしております。

以上、当委員会に付託されました一般会計予算について、総括して討論、採決の結果、全員賛成で、一般会計予算関係部分について原案のとおり可とすることに決しました。

次に議案第25号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について審査をいたしました。

これにつきまして、16年度の国民健康保険料の収納率についてのお尋ねがございました。現年度徴収分でありますけれども、旧紀伊長島町で95.01%、旧海山町で97.21%、合計いたしまして96.09%の収納率でございます。

それから旧市町村借入金返済金という旧紀伊長島町の借入金の借り入れ時期と返済については10月初旬に借り入れ、暫定予算議決を受けた後に返済は終わっていますというお答えでございました。

以上、質疑を終結いたしまして、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決しました。

次に平成17年度紀北町老人保健特別会計予算、議案第26号でございますけれども、を議題といたしました。

この議題につきましては、老人保健対象者は何人であるかというお尋ねがございました。紀北町で3,848人、今後、対象年齢を段階的に引き上げ、17年度は73歳から対象にし、65歳以上の重度身体障害者も老人保健の対象になるというお答えがございました。

質疑を打ち切り、討論に入りまして、全員賛成。

よって、採決の結果、原案どおり可とすることに決しました。

次に議案第28号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について議題とし、いずれも全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすること決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました全議案の審査を終了いたしまして閉会いたしました。

以上で委員会報告を終了いたします。

## 議長

以上で、教育民生常任委員長の審査の経過と結果の報告を終わります。

続きまして、産業建設常任委員長 東寿子委員長の審査の経過と結果の報告を求めます。  
東委員長。

## 産業建設常任委員長 東寿子議員

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の結果を報告いたします。

12月12日、委員10名全員出席でございました。

議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算について

まず「産業振興課」関係部分について担当課長より説明を受けました。

質疑に入り、内容に対する説明が予算書に記載されていないので、後日別紙で一覧表を提出できないかの質疑があり、一覧表を委員会報告までに提出しますとの答弁。

今回の一般会計予算に暫定予算は含まれているのかの質疑に対しては、今回の一般会計予算には暫定予算も含まれており、また執行済みのものもありますとの答弁でございました。

次に歳出98ページ、農業総務費、元気な地域づくり事業について具体的な内容の説明を求めたのに対し、中山間事業関係の予算であるこの事業は、県補助事業で旧桂城中学校を改築するもので研修室、トイレなどの設備です。1,200万円のうち県補助は600万円です。体験型イベント交流施設整備事業は町単独事業で風呂などを整備するもの、この2つの合併施工となっているとの答弁。

また整備後の管理はどのように考えているのか、施設の維持管理費はどの程度見込んでいるのかの質疑に対し、旧海山町で海山物産に体験型イベントのコーディネーターが2名所属しており、海山物産に委託する計画となっている。都市、山間部の学校などの団体を対象に研修体験型イベントを実施して観光のビジネス化を計画している。人件費、維持管理費で合計500万円程度見込んでいるとの答弁でございました。

次に103ページ、林業振興費、海山木材展示場設置事業600万円ですが、海山木材協同組合の負担もあるのかの質疑に対し、木材協同組合の負担もある。事業費は1,800万円、県補助が300万円、600万円を町が補助するものですとの答弁。

広葉樹植樹事業10万円はどのようなものかの質疑に対し、三浦漁協に広葉樹の植樹事業として補助しているものであるとの答弁でした。

また104ページ、町有林造成費の町有林について、1. 両区の面積は、2. 林業の作業員の人数について、3. 作業員の人員構成は少なくないのか、また今後増員する予定はないのか、4. 新植10ha程度計画しているが、現在1haあたり8,000本植えつけしており、今後このような施業を継続していく予定なのか、5. 下刈り、除伐など町有林の管理が今後必要であり、人員が足りないと思うが、人員については条例等で定められているのかの質疑に対し、1. 面積は海山区2,217ha、紀伊長島区2,002haである。2. 作業員は、現在、海山区は3名、プラス11月1名採用し4名、紀伊長島区は2名となっている。3. 町有林の管理については現在の人員で行う計画であるが、今後、林業関係の収入が増えた場合は増員を検討したい。4. 森林法によると2年以内に植えつけしなければならない。5. 人員については条例で定められていない。過去には海山区で30名程度の作業員がおり、地区別に管理し

ていたが、現在は作業員も少なく町内の2業者に委託することで適正管理を行っているとの答弁でございました。

次に106ページ、水産業総務費、前浜振興計画策定と進捗状況についての質疑に対し、計画書は完成している。現在、建物などの構造図は完成していて、今後、計画の実施を検討する段階である。平成18年に向けては単に施設を整備するのではなく、維持管理のかからない方向といたしたいとの答弁でした。

107ページ、水産業振興費、外国人漁業研修の受け入れについて、1人あたりの受け入れ金額について、また受け入れ時期及び体制についての質疑があり、研修生受け入れ金額は半年で10万円で2年間予算化している。受け入れ時期は海山区、紀伊長島区は違う。体制は両区とも漁協であるとの答弁でございました。

同じく107ページ、水産業振興費ですが、漁業振興対策事業の種苗放流事業について、海山区、紀伊長島区の区分はどうなっているのかの質疑では、海山区は黒ダイ、紀伊長島はイサギを放流しているとの答弁。

デカップリング事業について詳しく説明をとの質疑に対し、紀伊長島区で中古船を購入し浮きエサを運搬する事業である。事業費は2,000万円、船主負担1,000万円、県と町が残りを負担するもので地域の振興を目的としている。単年度事業で林業関係でもデカップリング事業を活用しているとの答弁でございました。

111ページの観光費、温泉施設管理費の古里温泉で障害者割引を実施したが、施設のバリアフリー化の施策についての質疑があり、バリアフリー化への施設の改良はかなり高額になることが見込まれるが、来年度予算を検討している。金額及び技術的なものも含め、できることから整備していきたいとの答弁でした。

144ページ、災害復旧費、農地災害復旧事業で、災害復旧は3年以内だと聞いているが、来年の作付けに間に合うのかの質疑に対し、来年の作付けに間に合うように実施しているとの答弁でした。

続いて「建設課」関係部分の質疑として、67ページ、一般訴訟費、紀北町の町道で個人名義になっている件数はどれだけか、またその処理についてどう考えているのかの質疑があり紀伊長島区は1,500筆程度個人の名前で残っている。海山区は現在1件あり、災害激甚事業で県より知らせがあり、今取り組んでいるところである。この未登記については当然行政として所有権の移転は今後考えていかなければならないと思う。相当費用がかかると思うが、少しずつでも解決に向けて実施していく必要があると考えるとの答弁でした。

また長島区で1,500筆程度あり、海山区では数件というのが激甚災害対策特別緊急事業の河川その他の道路で未登記がないのか、それともわからないということなのかの質疑に対し1件は現在訴訟中です。また災害事業の調査をした結果、町道前橋線で未登記があったので今後、登記事務を進めていきたい。なお、災害事業で調査した段階なので町全体を調査したわけではないので、今後調査をしていきたいと思うとの答弁でございました。

115ページの道路橋梁新設改良費、街路灯設置について、また道路橋梁新設改良費は全部町単かとの質疑に対し、街路灯については長島区は集落で街灯を付ける場合、1件1万5,000円の補助をし、電気代は地区で支払っている。海山区は町内自治区で設置していると聞いているが、新紀北町からは1万5,000円の上限補助で実施していく考えです。集落に至る道路については町のほうで新設し、電気代も町で賄う。また道路橋梁新設改良費については町単です。永長線の道路改良費、出垣内1号線の道路改良費については過疎債等を使い事業を進めているとの答弁でございました。

次に121ページ、住宅管理費、木造住宅耐震診断ですが、海山区では耐震診断は無料であり、補強の必要の結果が多く出たが、補強にお金がかかるのでできなかった。紀伊長島区では耐震診断と補強を3戸分を組んでいるが、今回の予算で海山区も申請し適用されるのか、周知は広報等でやるのかの質疑があり、まず耐震診断については1軒3万円で国が1万5,000円、残り1万5,000円を町と県で補助し、個人負担はない。耐震補強については90万円を限度とし、そのうちの3分の2を補助する。県30万円、町30万円、残りは個人負担となる。耐震補強は評点が0.7以下であれば補助対象となるが、今回の3軒分は紀伊長島区で申し出があるため支出が決まっている。18年度は紀北町として耐震診断、耐震補強ともに広報等で周知していきたいとの答弁でございました。

討論に入り、原案賛成、採決により全員賛成。

よって、本案は当委員会関係部分について原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第27号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計予算について

水道課長より内容説明を受け、質疑として10ページの公債費、元金の地方債の償還元金について償還額が高いようだが、償還期間にもう少し幅を持たないのかの質疑に対し、財務省財政融資資金については、償還期間は事業の内容によって異なるが、償還期間20年から25年のうち5年据置きで償還金額は定額です。財務省財政融資資金と公庫企業金融公庫の繰上償還については利率の高いものなどの繰上償還を行うことかできる制度が設けられているが、その場合一定額の保証金を支払わなければならない、あまりメリットがないように思うが、今後よく検討していくとの答弁でございました。

討論に入り、原案賛成、採決により全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第29号 平成17年度紀北町水道事業会計予算について

水道課長より説明を受け、質疑に移りました。

歳出22ページ、原水及び浄水費、委託料の水質検査の委託先はどこか、また簡易水道の水質検査の委託先はどこか、委託料が上水道より簡易水道の方が高いのはなぜかの質疑に対し上水道、簡易水道ともに水質検査の委託先は三重県水道協会であります。水質検査は上水道は紀伊長島区1カ所、海山区1カ所で計2カ所、簡易水道は紀伊長島区4カ所、海山区3カ所、計7カ所で簡易水道の水質検査の箇所数が5カ所多いことによるものとの答弁でござ



ございました。

水質検査は定期に行っているのか、また厳格にしてほしいと思うがどうかの質疑に対しまして、毎月検査は一般項目の処理水、月例水質検査のほか、原水及び処理水の全項目検査を行っている。なお原水のクリプトスポリジウムの水質検査も年1回行うとの答弁でございました。

また歳出、25ページ、固定資産除却費の内容は何かの質疑に対しまして、去年の台風21号により旧海山町の車両2台が水害にあったため廃車したことによるものとの答弁でございました。

32ページ、建設改良費、簡易水道改良費工事請負費の三浦と赤羽の水源地発電機及び遠方監視システムについての説明を求めたのに対しまして、発電機は災害時の停電等に備えてのもの、遠方監視システムについては出垣内の水道管理事務所において、三浦簡易水道と赤羽簡易水道の水源地の状況を電話回線によって濁度などを常時監視できるシステムであるとの答弁でございました。

討論に入り、原案賛成、採決により全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

最後に議案第31号 平成16年度災林道施設災害復旧事業 林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結について

現場担当の主幹よりの説明と産業振興課長よりの説明を受けましたが、説明に先立ち委員全員に詳細な関係書類の配布があり、書類を見ながら詳しく説明を受けました。質疑として落札率99.4%は通常このような落札率になるのか、また2ヵ月工期延長をしたのは当初に見込まれたことではなかったのかに対し、落札率については業者の入札によって決定するものであり、通常の落札率を表すことはできません。また工期延長については早期発注を心がけ標準工期で契約したが支障木の所有者が名古屋市在住の方で、現地確認に時間を要したこと、それに伴う県への申請に時間を要したためですとの答弁でした。

また立木補償については当初設計において見込まれたことではないのかの質疑があり、林道災害復旧事業においては立木補償費を計上することができないことになっているため、工事施工中に地権者に了承を得て実施することになっております。また今回本数も多く、処理に時間を要したとの答弁でした。

討論に入り、賛成討論として特に本会議で工期が延長された理由や契約変更の理由、増額の根拠を示せとか、また誰が設計したのかといった質疑もあったが、本日、当常任委員会がこれらの問題について説明を受けた結果、非常によく理解できる説明でありました。ただこういった問題については理事者、そして担当課で十分対処できる体制で今後は本議会に臨んでいただくよう意見をつけて原案賛成いたします。

採決により、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

**議長**

以上で、産業建設常任委員長の審査の経過と結果の報告を終わります。  
各委員会に付託されました8件についての委員長の報告を終わります。

---

**議長**

ここで暫時休憩します。  
11時から再開します。

(午前 10時 45分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 00分)

---

**議長**

それではこれより各委員長報告に対しての質疑に入ります。  
まず議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会に関する部分についての質疑を許します。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。  
次に議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報(無線)整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。  
質疑ございませんか。  
27番 北村博司君。

**27番 北村博司議員**

議案第30号について、総務財政委員長の委員長報告にお尋ねいたします。  
これは確か指名競争入札で6社という話だったですか、何か辞退があったような話も聞くんですが、そのへん委員会としては審査をおやりになっておられますか、お尋ねいたします

**議長**

尾上委員長。

**総務財政常任委員長 尾上壽一議員**

ただいまの質問にお答えします。

その点についてはご質疑がございました。ただ入札の何社であるかという質疑のみでございました。

**議長**

北村博司君。

**27番 北村博司議員**

ちょっと確認します。27番。審査がなかったというんですが、

**議長**

マイクを少しはつきり。

**27番 北村博司議員**

はい。全くないですか。何か大半が入札辞退というような噂を耳にしたんですが、委員会委員長も全くそういうことは耳にしておられませんか。事実なかったんでしょうかね。審査ないというんやったら知らなかったということなんでしょうか。そんな事実はなかったということなんでしょうか。

**議長**

尾上委員長。

**総務財政常任委員長 尾上壽一議員**

その点について、私の記憶のなかでは議事録いただいておりますわけではないのですが、その辞退したとかそういった話、本会議でちょっとあったんじゃないか、委員会ではそれに対してですね、質疑はなかったように思います。

**27番 北村博司議員**

本会議であった。

**総務財政常任委員長 尾上壽一議員**

違いますか。訂正いたします。

委員会ではなかつと思います。

**議長**

よろしいですか。ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を打ち切ります。

これで総務財政常任委員会に付託された案件についての質疑を終わります。

続きまして議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

## 24番 中津畑正量議員

委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

137ページの公民館の運営事業費のなかで、委員長も細かく報告されたなかでございますが、3点についてお伺いいたします。この落札率の99.24%、これについてはですね、限りなく100%に近いとは思われます。産業建設のなかでもありましたが99.4%ですか、林ノ谷線、非常に高率な状況で落札されておりますが、ここらへんの意見はなかったのか。

そうしてもう1つは地域住民との話し合い、これは当初紀伊長島区のなかでですね、議会のなかでも言われたことですが、実際には資料館を併設するので50坪ぐらいという当初の話でありました。30坪になったという経緯のなかでは、地域住民の方の今後のですね、利用する面での維持管理の面も含めて論議があったかどうか、地域住民の方は非常に大きな建物はありがたいが、維持管理も伴うので非常にコンパクトなものでもいいのではないかという話もありましたので、そこらへんの話もあったかどうか、一つ聞いておきたいと思えます。

最後にこの150万円の坪単価の建設費というのは、非常に高いという委員長の報告でもありました。私もそう思います。本体工事の中身まで踏み込んだ議論があったのかどうか、その3点についてお聞きいたします。

## 議長

北村委員長。

## 教育民生常任委員長 北村博司議員

中津畑議員の質問にお答えいたします。

まず落札率の問題ですけれども、これ積算はですね、理事者側にやっていただいたんですが、設計書の価格と、設計額ですね、と落札額の対比で99.24%ということなんですが、これは普通は本来は予定価格、入札予定価格に対する落札率を普通はいうんだらうと思えますが、今回入札予定価格は聞いておりませんので、便宜的に設計額に対する数値になっております。もし予定価格がわかっていたら少し違う率になろうかと思えます。いずれにしてもそれに対する何だという感じのご発言かございました。

それと工事内容について、建物の内容についてですね、設計書のうえで数値を見ました。金額をですね。本体工事の中身、設計額です。あくまでも。設計額、設計書によると建築工事費が1,800万円余り、電気工事費が電気設備工事費が260万円余り、給排水衛生設備工事費が390万円余り、それから維持管理費の関係でソーラー設備が導入されております。太陽光発電工事費ですね。これが270万円余り、それから外構工事費が670万円余り、解体工事費が270万円余りで、このほか調査設計費、事務費、共通仮設費、設計費合わせると、設計額が4,549万6,500円ということになります。それに対して落札価格は4,515万円ですのでその比率が99.24%でございました。住民がもともと、あと維持管理が大変だという議論という点についてはですね、特に質疑はございませんでした。ただ太陽光の発電工事費がこの

なかに入っているということでございます。

それから坪単価が30坪で、設計額の4,500万円というのは150万円になるわけですね。落札もそうですが、これについてはこの議論の始まりがですね委員のほうからどう見ても高いという、単価が高過ぎるのではないかというご指摘から、この議論が始まっております。そのなかで、じゃあ実際設計はいくらだったのか、工事契約はいくらだったのかという資料の提出を求めた結果が、今報告した内容になります。以上です。

**議長**

ほかに質疑される。

1番 平野倅規君。

**1番 平野倅規議員**

十須集会所の改築工事のこの付帯決議なんですけどもね、これは工事請負金額がもしも変更の場合は、いかがするとかいう議論はなかったんですか。

**議長**

北村委員長。

**教育民生常任委員長 北村博司議員**

平野倅規議員のご質問にお答えいたします。

変更の場合というのが若干教育委員会のほうから、そういうそれを含めてですね、残したような雰囲気の話もあったわけですけれども、いずれにしても多額の差額が出ており、予算と請負額との差額は非常に30%に及ぶ差額がございます。主な設備工事費などはすでにこの予算のなかに含まれております。それらからいって、もし変更の場合はどうなんだという議論もありましたけども、それはそのときに補正すればいいと、追加補正すればいいと、元の予算現額を残したまま変更で3割も残しておくのは不適切であるというのが委員会の総意でございます。以上です。

**議長**

平野倅規君。

**1番 平野倅規議員**

1番 平野。先ほどの中津畑議員の質問のなかで、坪大体、坪単価5万円というふうで $3 \times 5 = 15$ で150万円ということですが、その坪単価5万円というのは高いように思うというふうな意見であったんですけども、この5万円というお金が150万円やろ、 $3 \times 5 = 15$ や。坪単価は50万円、私の言っているのは坪単価は、さっき坪単価を言うておるのは150万円ということで、3万円として $3 \times 5$ で150万円と、5万円というのは土地鑑定士とかそれが入っていないのですか。そういうような議論なかったですか。

**議長**

北村委員長。

**教育民生常任委員長 北村博司議員**

ちよつとご質問の趣旨がよくわからないんですが、当初この議論の始まりというのは予算現額が 6,300万円あって、坪 210万円に相当するではないかと、坪30坪なら。どういう建物だというのが始まりです。その後、じゃあ実際の契約価格はいくらだったのかということで 4,500万円、それでも 150万円というのはいかにも規模の小さな30坪程度の建物にどうなんだというのが議論が、それでずうっと進行していったということです。はい、以上です。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第25号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第26号 平成17年度紀北町老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第28号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

これで教育民生常任委員会に付託された案件についての質疑を終わります。

続いて議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第27号 平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計予算についての質疑を許します

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第29号 平成17年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第31号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結についての質疑を許します。

#### 議長

27番 北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

それでは産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。

まずですね、本会議で発言させていただいて、工事日報等もですね、提出を求めて、ここに経過表はございますけれども、確認しているのかどうか、この工事状況経過表というのは委員会が独自につくったものか、工事日報とかですね、当然これ工事管理者が、これは建設課でやっているのかな、産業振興課かな、そのへんも含めてチェックをしているのかどうか、この資料はどこで作成したものか、かですね。

それから先ほど、発言そのものは訂正し、議事録から削除されましたけれども、設計者をこういう工事請負契約の締結についてですね、設計者の確認したり、設計変更の理由をただしたり、工期延長の理由をただすことが本来質疑の範囲内だと思いますけれども、当然本会議で議長が許可して、議長は何もそれに注意も与えてないわけです。にもかかわらず削除されたとはいえ、そういう発言があったということについて委員長はどうお考えになりますか、議題から外れていると思いますか。設計者を確認したり、変更の理由とか工期延長の理由を聞くのが。本来本会議で質疑を行うべき、議員としての私は責務だと思います。これについての委員長のご所見を賜りたい。先ほど討論でこういうのがあったということ、事実あったということですが、それに対する反論はなかったんでしょうか、委員会のなかで、ご報告いただきたいと思います。

#### 議長

東産業建設委員長。

#### 産業建設常任委員長 東寿子議員

北村議員のご質問にお答えいたします。

まず議員の責任、今朝お配りいたしました平成16年災林道施設災害復旧事業林道林ノ谷線災害復旧工事状況計画表と、2枚目の工期延長についての経緯等が記載されております。2枚を今朝ほど全議員に配布させていただきました。この書類に関してどこから出されたかというご質問でしたが、これは12日に開催されました委員会にもこの2枚の明細を含めまして、それ以外にも詳細な関係書類を提示していただきまして、それを見ながら説明を

受けました。

それからもう1点は、賛成討論の内容に対する先ほど訂正させていただいた逸脱した質疑ということに関して、私の考えはどうかというご質問でございましたが、当初本議会での質疑のときには関係書類も大変詳細な関係書類もなく、そういう状況のなかでの質疑がたくさんあったと思います。もちろん当委員会においても書面を見ながらの質疑をさせていただきました内容は、先ほど報告させていただきました。逸脱した内容は何かというご指摘でございましたが、よく賛成討論の内容を読み返してみましても、逸脱していたかどうかという部分の逸脱したかということに関して、私もこれは適当な言葉ではないということで訂正をさせていただきましたので、もちろん委員会では賛成討論のなかにはそういう言葉も出てまいりましたが、この議案第31号に関しましては災害復興時の大変厳しいなかでの復興事業でございましたので、その関係書類もすべて見せていただきながらの説明を受けましたので、全員賛成の方向で採決を取りました。

逸脱した内容かどうかということに関しては、適切な言葉でないと考えまして、先ほど訂正をさせていただきましたのでご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 27番 北村博司議員

いや、工事日報のお答えいただいてません。

#### 産業建設常任委員長 東寿子議員

工事日報に関しては、担当課のほうから提出されております。産業振興課からです。

#### 議長

27番 北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

いろいろ深くご審査をいただいたようで、それのご苦勞は了といたしますけれども、現場の支障木というのは現実にどの部分にあってどうなのか、現場の確認をなされておられるかどうかですね。

それからこの本会議においてですね、議論をよんだ最大の原因は、担当課が説明できなかったということに尽きるわけですよ。把握してないとか、勉強してないとか、これはですねもうすでに合併して2ヵ月にも経っている、わたっている。しかもそれぞれ旧町における担当をそのまま持ち上げて各行政機構行われてつくられておるはずですよ。にもかかわらず把握してない。資料がないという答えに終始しましたから、常任委員会でもう少しきちんとただしてくださいよと申し上げたんで、そのときに本来もっとほかの方も議論に参加していれば、私は良かったのかなと思いますけれども、委員会でご指摘になるのは、本来は理事者の担当課の不勉強ぶりを厳しく糾弾すべきだと私は思いますけれどもね。その点はいかがお考えになりますか。これはテレビを見てる、テレビを通じてご覧になっている町民からも何で理事者側が答えられないんだという、その部分しか見てませんからね、当然の疑問ですよあの質疑は逸脱しているなんて、私、発言したのは主に私、ほかの議員も3人ほど発言され



ていますが、私はそんなことをどなたからも指摘を受けてません。本来厳しくただすべきは相手が違うのではないかと私は思いますがね、いかがでしょう。

**議長**

東委員長。

**産業建設常任委員長 東寿子議員**

ただいまの北村議員の質疑に対してお答えいたします。

まず立木補償に関しましての現地視察をしたかどうかということでございますが、それは当委員会としてはいたしておりません。ただ詳しい説明は委員会において現場の担当の主幹であります武岡主幹からも延長理由については詳しく当時の様子を説明していただきましたので、了といたしました。

それから次のご質問ですが、先ほど報告いたしました賛成討論の内容にもこの問題についての理事者、そして担当課が十分対応できる体制で本議会に臨んでいただくよう意見を申し上げ、賛成意見として出ておりました。確かにこれが一番の根本でございまして、強くこれは意見としてございましたので報告させていただきます。よろしいでしょうか。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切り、委員長の報告に対する質疑を終了します。

**議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

**31番 谷節夫議員**

皆さん、おはようございます。

12月紀北町議会定例会第3議案、第24号 平成17年度紀北町一般会計予算について、賛成討論いたします。一般会計予算は新町になり最初の初案であるため、両区の予算付けの違いがよく表れました。まず耐震調査では紀伊長島町は業者に委託、海山区では職員の専門職を生かした耐震調査、また紀伊長島区では町有地でもあるにもかかわらず、登記が民間人個人

のものになっている物件、海山区では 100%に近い町への登記済みがある。なおケーブルテレビにおいては紀伊長島区が 100%近い加入、海山区は50%というそうした予算で現れることが確認されました。

私は今後この新町を素晴らしい紀北町にするために、そうした予算付けをもとに町長の職員に対する勉強、あるいはいろいろなことが一体になる予算付けを新年度で期待いたしまして一般会計予算に賛成討論をいたします。以上です。

**議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第24号 平成17年度紀北町一般会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4

**議長**

次に日程第4 議案第25号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第25号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5

**議長**

次に日程第5 議案第26号 平成17年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします  
討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第26号 平成17年度紀北町老人保健特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 6

### 議長

次に日程第 6 議案第 27 号 平成 17 年度紀北町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします  
討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

討論なしと認めます。

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 6 議案第 27 号 平成 17 年度紀北町簡易水道事業特別会計予算について、委員長の  
報告とおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

### 議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 7

### 議長

次に日程第 7 議案第 28 号 平成 17 年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題と  
いたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

討論なしと認めます。

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第28号 平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第8

**議長**

次に日程第8 議案第29号 平成17年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第29号 平成17年度紀北町水道事業会計予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 9

### 議長

次に日程第 9 議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

27番 北村議員。

### 27番 北村博司議員

議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結についてこの件に関して、先ほど委員長にお尋ねをさせていただきましたけれども、6社を指名して競争入札が行われたというのは、確かに本会議での理事者から説明があったと思いますが、私がちょっと聞き及んだところによると、何か4社ぐらい、6社のうち4社ぐらいが入札指名を辞退したというような情報が耳にしているんですが、それを委員会では一切その議論がなかったと、確認もされていないということですが、私は工事請負契約の審議の根幹というのは入札がきちんと行われたかというのが最大の審査の中心になると考えております。

こういう指名業者が仮に私が耳にした情報が正しいとして、6社のうち4社も辞退されたという場合、これは通常はペナルティが科せられます。通常ですね。誰と誰が、どことどこが辞退したという事実も公表しなければいけませんし、これは報告本会議で議案説明の際に公表されていない。事実であったとすれば、私はこういう入札制度、指名競争入札制度の根幹をゆるがす問題であろうと思います。場合によっては何らかのペナルティが科せられるのが普通であります。

ただ残念なことに委員会のほうでそういう議論がなかって、審査もされていないということですので、改めてこの議案につきましては継続審査として担当の総務財政常任委員会に再付託することを求めます。以上で討論を終わります。

### 議長

次に賛成討論される方はございませんか。

16番 松永征也君。

### 16番 松永征也議員

私は議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど総務財政常任委員長報告にもありましたように、入札は専門の業者6社による指名

競争入札によって適切に行われていると考えております。本町はですね、昨年9月29日、台風21号に伴う豪雨災害により有史以来の未曾有の大水害にみまわれたのであります。特に海山区においては停電や浸水によってあらゆる通信機能が寸断され、地域との連絡はマヒし、地域が完全に孤立したため住民の避難や復旧活動にも大きな支障を来したところでございます。

本工事は昨年の教訓を生かして二度とあのような事態を生じることのないよう、アンサーバック機能の設置により双方向通信の可能な無線通信設備を整備するものであり、これによって今後災害時においては区、自治会及び自主防災組織など、地域との情報通信体制が完全に確立されるわけであります。今後、紀伊長島区においても次年度以降早急に整備が進められるということでありますので、1日も早い完成を期待いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

**議長**

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第30号 平成17年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

**議長**

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第10

**議長**

次に日程第10 議案第31号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道林ノ谷線災害復旧請

負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

**31番 谷節夫議員**

平成16年度林道施設災害復旧事業 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結についての賛成討論をいたします。

私は本会議においても予算増額は200万少しでございます。もちろん減になった部分もございました。しかし納期、つまり完成を間近にしてですね、追加のこの予算について一般質問でも担当課長に質問したところであります。実は土曜日と日曜日、赤羽川の災害地を見に行きまして、非常に思ったことは復旧工事も進められてはおりますが、まだまだのところもたくさんあります。そしてまた通行止めになった部分もあって、住民は不便を感じております。ですからできるだけこの工事はスムーズにですね、完成を早く行うように、担当課長も十分目を通して1日も早い復旧工事の完成を願って賛成いたしたいと思っております。以上です。

**議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第31号 平成16年災林道施設災害復旧事業 林道林ノ谷線災害復旧工事請負変更契約の締結について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

(多数挙手)

**議長**

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして去る12月13日に、理事者より人事案件2件について提案の申し出がございました。15日の午前11時30分から議会運営委員会を開催をしていただき、理事者より報告いただきましたので、追加議案としてお願いするものであります。

また意見書案1件と各常任委員長より議案が提出されました。



お諮りします。

これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

よって、4件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

---

**議長**

ここで暫時休憩します。

午後は1時から再開いたします。

(午前 11時 50分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

---

#### 日程第11～12

**議長**

それでは日程第11と、日程第12については提案者の提案理由の説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認め、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より説明を求めます。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

本議会定例会に追加上程いたしました人事案件について、提案の趣旨説明を申し上げます  
議案第32号 紀北町助役の選任につき同意を求めるについて

本議案につきましては、紀北町助役として北村文明氏を平成18年1月1日付けで選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

北村氏は、昭和55年4月三重県に奉職し、総務部財政課主事、企画振興部市町村課行政係主査、総合企画局企画課主幹、農水商工部主幹を歴任し現在に至っており、市町村行政にも造詣が深く、人格識見ともに優れ、適任者であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

議案第33号 紀北町収入役の選任につき同意を求めるについて

本議案につきましては、紀北町収入役として川端清司氏を平成18年1月1日付けで選任いたしたく、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

川端氏は、昭和45年4月海山町に奉職し、平成9年から環境衛生課長、教育委員会生涯学習課長、総務課長、防災対策課長を歴任し、紀北町においても危機管理課長を務めるなど、地方行政の経験が豊かであり、かつ人格識見ともに優れ、適任者であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、人事案件につきまして説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長**

以上で提案理由の説明を終わります。

議案の質疑、討論、採決に入ります。

日程第11 議案第32号 紀北町助役の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

質疑を打ち切ります。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

お諮りします。

日程第11 議案第32号 紀北町助役の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に日程第12 議案第33号 紀北町収入役の選任につき同意を求めるについてを議題とい

たします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切り、討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第12 議案第33号 紀北町収入役の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第13

**議長**

次に日程第13 意見書案第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書を議題といたします。

提案者より議案並びに趣旨説明を求めます。

北村博司議員。

**27番 北村博司議員**

それでは意見書案第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の上程につきまして、趣旨並びに内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(案)

少し長いのですが、朗読させていただきます。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、議会を招集する暇がないを理由に、条例や予算が専決処分される例があることなど、二代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的规定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記と致しまして、4項目の具体的な意見を申し述べております。まず最初に、

#### 1. 議員定数の自主選択

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう上限値の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

#### 2. 議会の機能強化

##### (1) 立法的機能の強化

- ① 町村の基本計画は住民の生命・生活に直結するものが多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項、または同法第96条第1項の議決事件として追加すること。
- ② 自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

##### (2) 財政的機能の強化

- ① 予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会制の提案を尊重することを義務づけする。議会側の提案を尊重することを義務付けする制度を検討すること。
- ② 百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。
- ③ 予算の議決対象は政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること

##### (3) 行政監督機能の強化

- ① 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。
- ② 監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

### 3. 議会と長の関係

#### (1) 不信任と解散制度の見直し

- ① 議会と長が別個に公選される首長性の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。
- ② 地方自治法第 178条の長の不信任議決の要件を過半数、あるいは3分の2まで引き下げること。

#### (2) 議会招集権の議長への付与

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

#### (3) 長の付再議権の見直し

- ① 付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。
- ② 一般的付再議権は特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

#### (4) 専決処分の要件の見直し

地方自治法第 179条第 1 項に規定する法定委任的専決処分の場合、招集する暇なしの理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

### 4. 議会の組織と運営の弾力化

#### (1) 常任委員会の就任制限の撤廃

委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。

#### (2) 全員協議会の位置づけ

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月19日

三重県紀北町議会議長 川端龍雄

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 扇 千景 様

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

総務大臣 竹中 平蔵 様

以上の意見書については、私北村と東澄代議員、中本衛議員、岩見雅夫議員の4人で提出させていただいております。

これについては全国町村議会の議長会から、各都道府県の町村議会議長会に宛てて参考資料等が送付されてまいっております。

以上の意見書について慎重ご審議のうえ、可決賜らんことをお願い申し上げまして、提案

趣旨並びに提案説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長**

以上で議案並びに趣旨説明を終わります。

それでは質疑を許します。

質疑はございませんか。

24番 中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

1点だけ提案者にお聞きいたします。

4番の議会の組織と運営の弾力化のなかでですね、1の項の常任委員会の就任制限の撤廃ということではありますが、この文面からいきますと常任委員会の1人1委員会の制約を外すということになりますが、これは定数をたくさん持つという意味も含めてこういう文面になっているのかどうか。逆にいえば議員1人が何も持たなくてもいいというところまで、この文言は考えることもできますんですが、そういう点ではどう考える意味で、こういう提案をなされているのか、もう少し具体的にちょっとお聞きしたいんですが。

**議長**

北村提出者。

**27番 北村博司議員**

中津畑議員のお尋ねにお答えいたします。

もちろん議員定数がどことも減っている。あるいは常任委員会の数が減少傾向にある。多分、中津畑議員が最初に議員に就任されたときは、紀伊長島町議会は旧4常任委員会だったと思いますが、定数が経るに従って非常に常任委員会が削減されてきまして、管轄するとか、所管する事務が増えてきているということでもあります。1人1常任委員会の制約を外せば、予算とか決算のそういった重要案件、現在は分割付託の形をとってありますが、常任委員会で審議することは可能になって、かつ各委員会、各常任委員会にですね、委員数を増やせてより専門的にチェックすることは可能になるのではないかと、これが基本的な考え方であります。

以上です。

**議長**

中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

よくわかりました。常任委員会の数が減ってきたなかで、委員会の定数を増やしてですねより詳しい調査審議をするという意味ではよくわかりました。

それでは先ほども言いましたが、ゼロになるということは全然念頭にはないということなんです。いうたら委員のなかでこういう1人1委員会の制約というのは、誰かはどっかの委員会には入らなければならんという規定だと思うんですが、この文面でありますと、入

らなくてもいいですよという格好につながっていく恐れというのは、何にもないということ  
なんですかね。そこのところだけ確認しておきます。

**議長**

北村提出者。

**27番 北村博司議員**

お答えいたします。おっしゃられるとおり1つ以上の常任委員会に参加できるという趣旨  
であります。以上です。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を打ち切ります。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を終わります。

お諮りします。

日程第13 意見書案第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書について、  
原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第14

**議長**

日程第14 閉会中の継続調査申請書を議題といたします。

総務財政常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長より、別紙のとおり平成  
18年12月定例会までの期間で、それぞれ記載されております事項について閉会中の継続調査

の申出書が提出されております。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のありましたとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長**

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

今期定例会は去る12月8日から19日までの12日間にわたり、終始ご熱心に審議尽くされましたおかげをもちまして、円滑、滞りなく本会議を終了することができました。厚くお礼申し上げます。

なお、町長はじめ、関係者の方々に対しましても会議の運営にご協力賜り、あわせてお礼を申し上げます。

---

**議長**

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって平成17年12月紀北町議会定例会を閉会します。

(午後 1時 23分)

---



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年5月24日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 永田安彦

紀北町議会議員 浅川 研